

和光市生成A Iの利用ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、職員が市の業務で生成A Iを利用する際に遵守または注意すべき事項を定めるものである。生成A Iは、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能があるため、本ガイドラインに従い適切に生成A Iを利用する必要がある。

2 定義

本ガイドラインにおいて「生成A I」とは、対話形式で入力した情報に対してA Iが生成した創作物を出力する約款による外部のサービスのことをいう。

3 対象とする生成A I

本ガイドラインが対象とする生成A Iは、テキスト生成A Iのみとし、Microsoft社が提供する「Microsoft Copilot」及びデジタル田園都市国家構想応援団が提供する「公務員業務の専用ChatGPTマサルくん」とする。

選定理由は以下の通りである。

(1) Microsoft Copilot

- ・言語モデルの内容にBing検索結果を加えたコンテンツを生成するため、最新情報を利用できる。
- ・Bing検索結果を踏まえたコンテンツを生成する場合には、引用元情報が記載されるため、信頼性の確認がしやすい。
- ・一日当たりの回数制限はあるが無償で即時利用開始できる。

(2) 公務員業務の専用ChatGPTマサルくん

- ・公共データを使用した行政情報に基づいて学習されており、高い正確性を持っている。
- ・公務員業務に適した専用A Iであり、多言語対応や柔軟性、高度な自然言語処理技術を備えている。
- ・無償で即時利用開始できる。

4 適用範囲

本ガイドラインは、本市職員が業務において生成A Iを利用する場合にのみ適用される。

5 生成A Iを利用できる業務の範囲

本ガイドラインを遵守する範囲で、すべての文書作成業務に利用可能とする。なお、本市職員は生成A Iを使うことが望ましい場合には、できるだけ生成A Iを用

いて、業務の質と効率性を高めるよう努めることとする。以下に、テキスト生成AIの行政事務への利活用案を示すので、参考にしてください。

- (1) 文章の要約又は翻訳に書き改めること。
- (2) あいさつ文、メールまたはホームページ等の文面を作成すること。
- (3) 文章案の作成又は校正すること。
- (4) 公開されている情報や文章を表などに整理すること。
- (5) 着想を得る又はアイデアを発展させること。
- (6) エクセル・マクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (7) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資すること。

6 利用における遵守事項

本市職員が業務において生成AIを利用しようとするときは、利用の目的及び結果の活用方法をあらかじめ明確にし、所属単位で利用者を記録すること。

※ 利用に当たってデジタル推進課の承認は必要ありませんが、今後、各所属における利用状況の把握やリスク発生時の調査のために利用者を尋ねることがありますので、所属長は利用状況の把握に努めてください。

7 情報の入力における遵守事項

- (1) 情報資産を利用する場合は、第三者に公開又は提供可能なものに限る。
- (2) 和光市情報セキュリティポリシー対策基準の機密性3（秘密文書に相当する機密性を要する情報資産）、機密性2（秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としている情報資産）で定める機密情報または個人情報などの入力を禁止とする。
- (3) 契約等により守秘義務を課された情報や、申請や届出など業務を通じて特定の目的のために入手した情報については、入力を禁止とする。
- (4) 第三者の著作物を入力すること自体は、著作権等の侵害には該当しないため許容される。ただし、著作物と同一又は類似した内容を出力する可能性があることから、得られた結果について既存の著作物や登録商標等に類似しないか調査すること。

8 生成結果の業務利用における遵守事項

- (1) 生成された結果について、誤りがないことや、公平性に問題がないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないことなどを複数の職員で確認し、必要に応じて加筆又は修正すること。
- (2) 個人などに関する虚偽の情報を生成する恐れがあり、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため厳重に確認すること。
- (3) 市が説明責任を負うことを踏まえ、得られた結果を業務等に用いることが適当か、所属として意思決定すること。

9 利用の停止

生成AIの利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められた場合、デジタル推進課は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

10 問題発生時の対応

生成AIの利用において、情報セキュリティ上の問題や懸念が生じた場合は、速やかに所属長およびデジタル推進課に報告すること。

11 その他

本ガイドラインに関する疑義及び運用に関する相談については、デジタル推進課において対応する。

付 則

本ガイドラインは、令和6年4月1日から実施する。